

防災訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

原子力災害を想定した総合訓練を通じて、六ヶ所保障措置センターの原子力防災組織及び原子力防災要員の対応が、原子力災害の発生防止や拡大防止に有効に機能することを確認するとともに、緊急時対応に関する課題等を明らかにして対応能力の改善を図ることを目的とする。また、必要に応じて訓練結果を防災業務計画等に反映する。

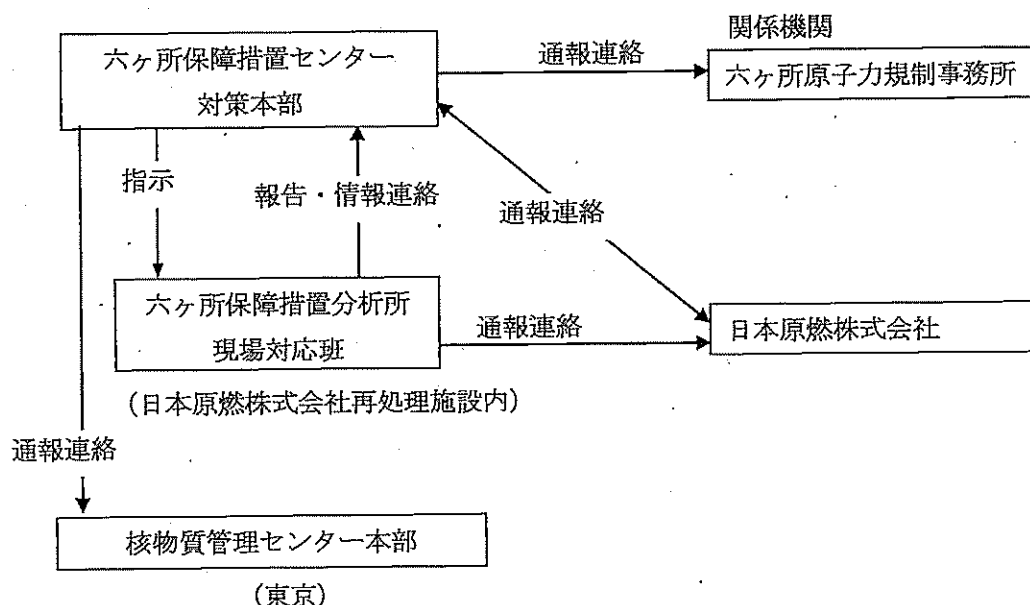
2. 訓練実施日及び対象施設

実施日時： 平成 27 年 2 月 26 日（金） 13:00～16:30

対象施設： 六ヶ所保障措置センター 六ヶ所保障措置分析所

3. 実施体制、参加者、評価方法

(1) 実施体制



(2) 参加者 (35 名)

1) 訓練参加者

- ① 六ヶ所保障措置センター及び協力会社 (対策本部 18 名、現場対応班 8 名)
- ② 核物質管理センター本部 (1 名)
- ③ 日本原燃株式会社 (2 名)

2) 訓練モニター

- ① 六ヶ所保障措置センター (4 名)
- ② 東海保障措置センター (1 名)
- ③ 日本原燃株式会社 (1 名)

(3) 評価方法

第5項に示す訓練内容等について訓練モニターが対応状況を確認するとともに、訓練終了後の反省会で改善点の抽出を行った。

4. 訓練の想定

六ヶ所村で震度6の地震が発生し、その影響により六ヶ所保障措置分析所内の放射性物質を取扱うグローブボックス（以下、「GB」という）内で火災が発生する。火災によりGBの排気フィルターが焼損して放射性物質が換気設備を通じて日本原燃株式会社の再処理施設主排気筒より大気に放出され、周辺監視区域境界の放射線量が原災法第10条事象及び第15条事象に進展することを想定した。なお、本訓練はブラインド方式で実施した（訓練日時、主な想定災害は事前に提示し、シナリオは非提示とした）。

5. 訓練の内容

(1) 対策本部

1) 原子力防災要員の招集、対策本部の設置等の初動対応訓練

災害の発生後、速やかに原子力防災要員の招集及び対策本部の設置が出来ること。また、災害発生後の人員点呼（現場対応班の人員を含む）、施設等点検の実施及び結果の集約が迅速、確実に出来ること。

2) 発生事象に対する現場対応班との情報伝達訓練

事象の進展に応じて対策本部の各組織が円滑に機能し、役割に応じた指示・報告が出来ること。

3) 災害の拡大防止のための対応訓練

災害の拡大防止措置を手順書等に基づき立案し、現場対応班に適切に指示出来ること。

4) 関係機関等への通報、特定事象の推移にともなう適時の情報発信訓練

① 災害の発生に対して関係機関等へ15分以内に通報を行うとともに続報にて詳細情報の提供が出来ること。なお、昨年度の課題としてあげられた原災法第15条通報に係る判断及び通報の遅れが改善されていること。

② 昨年度の訓練では模擬とした事から課題となっていた日本原燃株式会社との連携について、今年度の訓練では実際に日本原燃株式会社から放射線管理情報を収集し、放射性物質の予測線量評価を行うことが出来ること。

5) 広報訓練

広報担当の組織が円滑に機能しプレス文の作成が出来ること。

(2) 現場対応班

1) 現場対応班の編成及び対策本部とホットラインを使用した通報訓練

現場対応班長の下、対策本部からの指示を確実に実施出来ること。また、対策本部との通報連絡についてはホットラインを結び、状況報告等が適切に実施出来ること。なお、昨年度の課題を踏まえ、現場対応班長は対策本部と

の連絡を行う専任者を指定して、その任にあたらせることが出来る事。

2) 災害の拡大防止のための初動対応訓練

対策本部からの指示及び手順書等に基づき災害の拡大防止措置（模擬）を適切に実施出来ること。

3) 災害発生時の日本原燃株式会社への通報連絡訓練

六ヶ所保障措置分析所は日本原燃株式会社の分析建屋内にあることから、災害の発生、進展に対して適時日本原燃株式会社に連絡し情報共有が出来ること。

4) 施設内の放射線状況及び放射性物質放出に係るモニタリング訓練

六ヶ所保障措置分析所内の放射線状況、敷地境界の線量を監視して対策本部へ適時報告出来ること。

6. 訓練の結果

(1) 対策本部

1) 原子力防災要員の招集、対策本部の設置等の初動対応訓練

地震発生後、館内放送を用いて本部要員を招集し、対策本部を立ち上げることが出来た。また、人員点呼を速やかに実施するとともに、現場対応班に施設の点検及び放射線状況の確認を指示し、それらの結果を速やかに集約することが出来た。

2) 発生事象に対する現場対応班との情報伝達訓練

現場対応班からの、火災や放射性物質の放出の発生の報告に対して、対策本部の各班長は情報の収集、対策本部への報告、現場対応班への対応指示等を錯綜することなく実施することが出来た。

3) 災害の拡大防止のための対応訓練

GB から放射性物質が放出する事象に対して、火災により焼損した GB のフィルターからの排気を閉止し、隣接する GB のフィルターを介した排気系統に切換えることで放出を停止させる対応策を立案し、現場対応班に対策案を適切に指示することが出来た。

4) 関係機関等への通報、特定事象の推移にともなう適時の情報発信訓練

① 原子力規制庁六ヶ所原子力規制事務所、日本原燃株式会社、核物質管理センター本部に対して、地震発生後の警戒事象発生の通報、異常事象発生に係る通報、原災法第 10 条通報の FAX 送信を 15 分以内で実施することが出来た。原災法第 15 条通報の判断は速やかに行うことが出来たが、予測線量評価に不慣れであったため時間を要し、原災法第 15 条通報には 15 分以上の時間を要した。

② 日本原燃株式会社との連携を図り、放射性物質の放出量及び気象観測状況の情報提供を受け、放出された放射性物質の予測線量の評価を行うことが出来た。

5) 広報訓練

広報担当は、災害情報を簡潔かつ的確に集約したプレス文を作成することが出来た。

(2) 現場対応班

1) 現場対応班の編成及び対策本部とホットラインを使用した通報訓練

現場対応班長の指揮の下、現場作業員は、地震後の施設の点検、火災対応、排気系統の切り替え等を円滑に実施することが出来た。また、現場対応班長は、携帯電話を用いて対策本部との間にホットラインを維持して対策本部と情報共有することが出来た。但し、現場の対応に人手を要したため、対策本部との連絡を行う専任者を指定することが出来ず、報告の一部が遅れた。

2) 災害の拡大防止のための初動対応訓練

対策本部からの指示を受け、GBのフィルターからの排気を閉止（模擬）し、隣接するGBのフィルターを介した排気系統への切り替え（模擬）等の措置を手順書等に基づき速やかに実施することが出来た。

3) 災害発生時の日本原燃株式会社への通報連絡訓練

地震、火災、GBからの放射性物質の放出の発生等の事象進展に対し、定められた通報連絡系統により日本原燃株式会社へ適時通報連絡を行うことが出来た。

4) 施設内の放射線状況及び放射性物質放出に係るモニタリング訓練

六ヶ所保障措置分析所内の放射線量や放射性物質濃度、敷地境界の放射線量を監視して対策本部へ適時報告することが出来た。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練で得た反省点から、以下の改善を図ると共に、緊急事態に対応する能力の向上に取り組む。

(1) 日本原燃株式会社から放射線及び気象観測データが速やかに提供され、放射性物質の予測線量評価を行う事は出来たが、時間を要した。今後は予測線量評価に係る要素訓練を行って対応能力の向上を図る。

(2) 事象発生に伴う現場の対応に人手を要し、対策本部との連絡を行う専任者を指定することが出来ず対策本部への報告の一部が遅れたことから、現場の対応や対策本部への連絡に優先順位を設けて迅速に行動できることに主眼を置いた要素訓練を行って対応の能力の向上を図る。

(以上)